

文化振興基本計画

令和5年度（2023年度）～令和11年度（2029年度）

< 改訂素案 >

横須賀市

はじめに

(素案)

私たちの横須賀は、三方に海を望み、緑豊かな自然に恵まれ、先人たちは、この風土の中で日々の生活を営んできました。神話の時代の日本武尊とやまとたけるのみこと弟橘媛命おとたちばなひめのみことの伝承が残るここ横須賀は、中世には三浦一族が活躍し、近代文明の幕開けとなったペリー提督の浦賀来航や、本市発展の礎となった横須賀製鉄所の開設でも知られています。

このような風土と歴史に育まれた横須賀の文化は、現在の横須賀に生きる私たちにも深く根付いています。

私がかねてより、文化は、心のビタミンとして、人が人として生きるために必要不可欠なものであり、生活に潤いをもたらし、人の心を豊かにする力があると思っています。

横須賀市では、平成19年4月に「文化振興条例」の全面的な改正、平成20年3月及び平成26年3月に文化に関する基本計画である「文化振興基本計画」の2回の策定を経て、令和3年度の計画期間の満了に伴う次期計画策定を新型コロナウイルス感染症拡大の影響で1年延長し、このたび、改めて全面的な改訂を行いました。

計画の改訂に際しては、『心豊かで潤いと活力のある横須賀』を目指す「文化振興条例」の理念と、新たな基本構想・基本計画にしたがい、文化活動支援や次世代への継承などが中心だったこれまでの計画に加えて、音楽やエンターテインメントといった大きな要素を融合させ、新たな計画をどなたでも分かりやすく策定したものとなっています。

今後も、この計画に掲げたさまざまな施策に取り組み、文化活動の主役である市民の皆さんと共に、文化の振興を推進してまいります。

令和5年（2023年）3月

横須賀市長 上地 克明

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	2
2 計画期間・進行管理	4
3 計画策定のプロセス	5
第2章 文化振興施策	7
1 文化の振興を取り巻く状況	8
2 文化の振興の重点項目	14
3 文化振興施策体系	16
4 文化の振興の指標	別紙1
参 考	検討中
施策体系別おもな取り組み一覧	
資 料	別紙2
資料1 文化振興条例	

— 第1章 —
計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画期間・進行管理
- 3 計画策定のプロセス

第1章-1 計画策定の目的

■ 文化振興条例の前文

昭和57年に「文化の元年」を宣言した本市は、昭和60年には全国に先駆けて文化振興条例（昭和60年横須賀市条例第26号）を制定し、文化の振興に取り組んできました。

また、文化芸術基本法^{*1}（平成13年法律第148号）が制定されたことなどを踏まえ、平成19年4月に文化振興条例（以下、「条例」といいます。）を改正し、条例の理念を具現化するため、条例第4条第2項に基づき、平成20年3月に「文化振興基本計画」を策定し、都度改訂して実施してきました。

この計画の骨子は、条例の前文に記されています。

「わたしたちの横須賀は、三方に豊かな海が広がり、緑豊かで景勝に優れ、この中で先人たちは、旧石器時代の昔からこんにちまで平和で安全な、より良い暮らしを求めて努力してきました。

また、鎌倉幕府の創設に貢献した三浦一族の活躍、近代文明の幕開けとなったペリーの浦賀来航、さらに近代工業発展の礎となった横須賀製鉄所の開設に始まるわが国有数の海軍のまちとしての発展など、横須賀は、いく多の場面で時代の先駆けの舞台となるとともに、人々はこんにちまで日々の生活でのさまざまな困難を乗り越えてきました。

こうした歴史と伝統は、豊かな文化を築く風土としての役割を果たし、地域に活力を生み、新たな文化を創造し、継承していく精神のよりどころとなっています。

文化は、生活に心の豊かさや潤いをもたらすとともに、市民相互の理解と信頼を深め、活力ある地域社会の実現にかけがえのないものです。

文化が創造され、享受できる環境が整えられるとともに、市民一人ひとりが文化の担い手として、主体的にその役割を果たすことが求められています。

横須賀に住む人、横須賀で活動する人と団体や事業者、横須賀を訪れる人、こうしたすべての市民の手によって、これまで培われてきた文化的土壌に、新たに文化の種がまかれ、育てられ、その果実が次世代に受け継がれていかなければなりません。（以下略）」

■ 文化の振興に向けた新たな計画

令和4年度から実施している新たな横須賀基本構想・基本計画（YOKOSUKA ビジョン2030）^{*2}の分野別計画として、新たな文化施策や様々な変化を加味して取り組んでいきます。

※1 文化芸術基本法（旧：文化芸術振興基本法）

平成 13 年に制定された際、日本の法律としてはじめて「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」であることや文化権が明文化され、平成 29 年 6 月の改正時には、地方での文化芸術推進における基本計画策定の努力義務が規定されています。

※2 横須賀基本構想・基本計画（YOKOSUKA ビジョン 2030）

以前まで「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層で構成していましたが、よりシンプルで分かりやすい計画にするために「基本構想」と「基本計画」を一体にして、2 層構成となりました。市全体の未来像を「変化力に進むまち。横須賀市」とし、それに基づいた 10 の分野別未来像、分野ごとの政策の方針、市政運営の基本姿勢を示し、すべての政策の基礎となっています（令和 4 年 3 月 24 日議決）。

- 分野別未来像
- 01 福祉_誰もが自分らしく幸せに生きられるまち
 - 02 子育て・教育_いくつになっても育てあうまち
 - 03 健康・医療_健康がすぐそばにあるまち
 - 04 コミュニティ_多様な力でつくるまち
 - 05 防災・安全_つながりと備えが安心を生むまち
 - 06 都市基盤・まちづくり_誰もが暮らしを愛せるまち
 - 07 産業振興_失敗を恐れない挑戦者を応援するまち
 - 08 観光・文化_ワクワクがあふれ出すまち**
 - 09 海洋_可能性に満ちた海を活用するまち
 - 10 環境_「自分ごと」の意識が未来を守るまち

第1章-2 計画期間・進管理

(1) 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和11年度(2029年度)までの7年間とします。

■ 計画期間を7年とするのは

文化は、世代を超えて受け継がれていくものです。

そのため、長期的視点に立ち、文化芸術の振興を推進していかなければなりません。

また同時に、市の基本構想・基本計画との整合性を図る必要もあることから、YOKOSUKA ビジョン 2030 の最終年度に合わせた計画期間とします。

(2) 計画の進管理

■ 進管理に当たっては

進管理においては、文化行政推進会議^{※3}の専門分科会（文化振興基本計画推進専門分科会）で、主要施策の取り組み状況について、毎年度、実績と予定を確認するとともに、様々な取り組みを連携させることや、今後どのような取り組みを行っていくべきかなどについても検討し、文化振興審議会^{※4}等に報告していきます。

※3 文化行政推進会議

文化行政推進会議設置規程で設置される横須賀市の庁内組織で、文化行政の総合的な企画、調整及び推進を行う。

※4 文化振興審議会

文化の振興の基本的事項に関し、市長の諮問に応ずるため、地方自治法第138条の4第3項により、横須賀市文化振興条例第13条に基づき、附属機関として設置している。

第1章-3 計画策定のプロセス

庁内に設けた「文化振興基本計画推進専門分科会」での検討や、全部局を対象とした意見照会、「文化振興審議会」への諮問及びパブリック・コメント手続などを踏まえ、計画を策定しました。

(1) 文化振興基本計画推進専門分科会

「文化行政推進会議」の専門分科会である「文化振興基本計画推進専門分科会」で、文化振興施策を先導的に推進していく関係各課により、計画改訂の具体的な内容を検討しました。

【開催回数 3回】

(2) 文化振興審議会

文化振興条例の規定に基づき設置している審議会において、計画の改訂に際し、有識者の立場から広くご意見をいただきました。

また、市長から文化振興基本計画改訂についての諮問を受けて、審議を行い、答申をしました。

【開催回数 3回】

(3) パブリック・コメント手続の実施

日頃さまざまな文化活動をされている方々を含め、広く市民の皆さんのご意見をいただくため、文化振興基本計画改訂素案に対するパブリック・コメント手続を実施しました。

【提出意見 ●件】

— 第2章 — 文化振興施策

- 1 文化の振興を取り巻く状況
- 2 文化の振興の重点項目
- 3 文化振興施策体系
- 4 文化の振興の指標

第2章-1 文化の振興を取り巻く状況

本市が文化振興条例を改正した平成19年や、前回改訂した文化振興基本計画がスタートした平成26年と比較すると、文化の振興を取り巻く社会状況は変化し続けています。

計画の策定に際しては、これらを踏まえて検討を行いました。

(1) 取り巻く状況の変化

① 少子化、高齢化

少子化は…

本市における0歳から14歳の年少人口は、平成19年には約5万5千人、総人口の約12.8%でしたが、平成26年には約4万9千人、総人口の約11.9%に減少しています。この傾向はさらに続き、本計画終了後の年度の令和12年には約3万4千人と3万人台に入り、総人口に占める割合も9.6%程度に減少すると予測しています。

子どもたちは、次世代の文化の担い手です。その子どもたちの数が減少していることは、文化の振興にとっては大きな課題です。子どもたちが、これまでよりも、さらに文化に目を向けるよう働き掛けをしていく必要があります。

高齢化は…

本市における65歳以上の高齢人口も、平成19年には約9万7千人、総人口の約22.6%でしたが、平成26年には約11万9千人と10万人を超え、総人口の約28.4%に増加しています。令和4年には約12万6千人となりますが、将来的には、令和12年に約11万8千人と高齢者人口そのものは減じていくものの、総人口も減じていることから、総人口に占める割合が33.6%と、割合は増加していくと予測しています。

高齢者の方々は、これまでも、文化の担い手として大きな役割を果たしてこられました。今後も、豊かな知識や経験を、さらに文化の振興に活かしていただくために、文化に関する情報や文化活動の機会などを充実させ、より文化に関心を向けていただけるよう取り組んでいく必要があります。また、心身ともに健康を保ち、生涯現役として生活を送ることができるよう、文化芸術活動に取り組むことができる環境を整える必要があります。

② 人口の減少

全国的な人口減少の中で、本市でも平成19年に約42.9万人であった人口は、減少が続いており、令和12年には35万人程度になると予測しています。

このように、人口が減少すると予想される状況下で、都市活力を維持していくため、定住人口増加のための方策をさぐるとともに、仕事や勉学、観光、買い物など、様々な目的で市外から訪れる交流人口の増加を図っていくことが求められており、文化の振興もその一翼を担っています。

【表1】年齢3区分別人口

(単位:人)

	平成 19 年	平成 26 年	令和 4 年	令和 12 年
	10月1日現在 住民基本台帳人口	10月1日現在 住民基本台帳人口	4月1日現在 住民基本台帳人口	都市戦略課作成 将来推計人口 (令和4年1月推計)
総人口	429,404	418,783	389,993	351,898
年少人口 (0~14 歳)	54,965 12.8%	49,678 11.9%	40,317 10.3%	33,673 9.6%
生産年齢人口 (15~64 歳)	277,305 64.6%	250,072 59.7%	223,754 57.4%	199,868 56.8%
高齢人口 (65 歳以上)	97,134 22.6%	119,033 28.4%	125,922 32.3%	118,358 33.6%

※構成率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合があります。

(出典：住民基本台帳及び見える化システム)

③ 文化活動の場の必要性

文化活動の場については従来より、横須賀芸術劇場や横須賀美術館などの公共施設のほか、平成 29 年度からは、音楽・スポーツ・エンターテイメント構想に基づいて猿島など地域資源なども活用して活動の場を広げ、芸術活動を通じた様々な地域交流により、魅力ある谷戸地域のコミュニティ形成を目指す創出などについても取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、ICT の利用が広がり、オンラインによる楽しみ方など、文化の捉え方が変わってきていることもあり、伝統的な取り組みとともに、時代の変化に合わせた対応についても必要だと考えます。

【表2】平成 19 年以降に竣工した公共施設の主なもの

横須賀美術館	平成 19 年
よこすか近代遺産ミュージアム ティボディエ邸	令和 3 年



ティボディエ邸

④ 文化芸術の持つ力が再認識されています。

文化芸術は、人々を元気にする力を持っています。

東日本大震災直後から文化芸術活動によるチャリティーの催しなどが数多く実施され、それらを通じて、生きる力と勇気、希望がもたらされました。また、コロナ禍においても、このような未曾有の困難と不安の中、安らぎや希望などを与えてくれたものの1つが文化芸術であったと考えられます。これらを契機に、文化芸術の持つ力が再認識されています。

(2) 文化に関する市民の皆さんの意識

① 横須賀市民アンケートについて

ア 横須賀市民アンケートの実施概要（経営企画部都市戦略課で実施）

市民の生活意識や本市の取り組みに対する実感を把握し、今後の市政運営や政策立案の基礎資料として活用するため、市民の皆さんにアンケート調査を実施し、その中で芸術・文化への関わりや取り組みへの考えについて伺いました。

令和2年度総合計画市民アンケート

時 期：令和3年1月

対 象：15歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

方 法：対象者に調査票を郵送配布し、回答は郵送とインターネットのいずれか選択

回収率：53.4%（回収数 1,603件 うちインターネット回答 380件（23.7%））

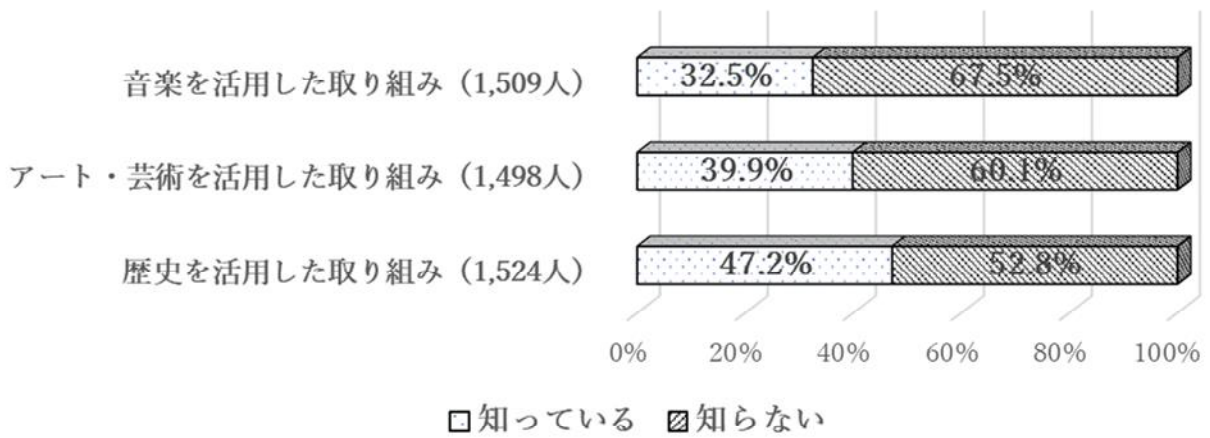
イ 結果の概要

・『音楽、アート・芸術、歴史を活用したそれぞれの取り組み』の認知度について

『歴史を活用した取り組み』の認知度が約5割で最も高く、それ以外の認知度も4割近い結果となりました。

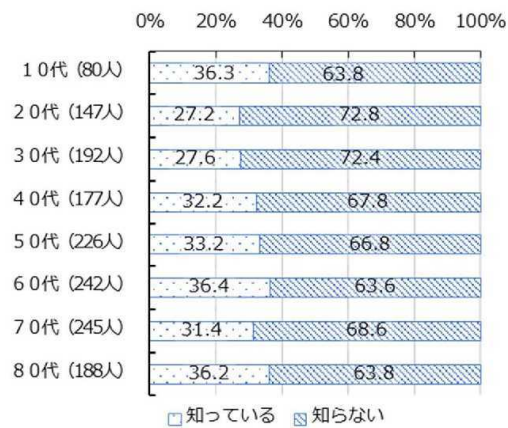
年代別では、いずれも『歴史を活用した取り組み』の認知度が高く、ペリー上陸の地、開国の地である歴史的背景、近代日本の先駆けとなった歴史を生かした取り組み、特に市内全体をミュージアムとしてとらえた「ルートミュージアム」の取り組みなどが、認知度向上に大きく作用していると推察されます。

取り組みの認知度

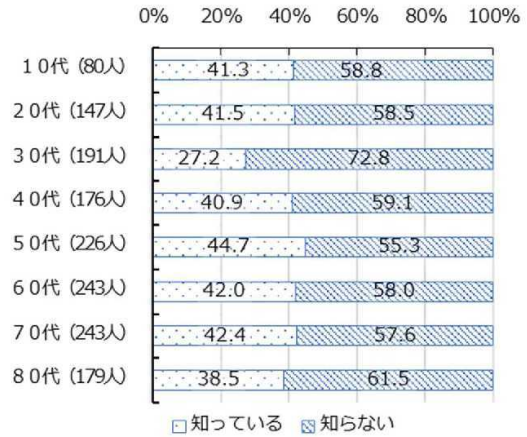


年代別で見たそれぞれの取り組みの認知度の割合は次のとおりとなりました。

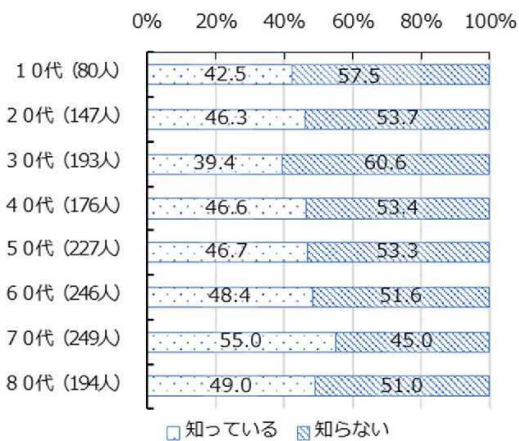
●音楽を活用した取り組み (N=1509人)



●アート・芸術を活用した取り組み (N=1498人)



●歴史を活用した取り組み (N=1524人)



第2章-2 文化の振興の重点項目

文化の振興の目指すところは、文化振興条例に掲げた目的である「心豊かで潤いと活力のある横須賀」を文化の側面で実現することです。それがYOKOSUKAビジョン2030の「ワクワクがあふれ出すまち」につながり、誰もがワクワクし、横須賀を楽しみ、誇りや愛着、文化による潤いを感じられるまちになります。

文化振興基本計画では、この実現に向けて、市の方向性がしっかりと定められている上位計画YOKOSUKAビジョン2030の分野別計画として、新たな文化施策や様々な変化を加味して、次の3つに重点を置き、文化の振興に引き続き取り組んでいきます。

その1 はぐくむ ～文化の担い手の育成と支援～

文化・芸術に触れる機会の充実と文化活動の支援を図り、文化による潤いを感じられることを目指します。また、未来を担う子どもたちが多彩な文化・芸術に触れ、心が豊かになるような育成を目指します。

その2 つたえる ～文化の次世代への継承～

文化の振興を図っていく上では、文化を引き継いでいかなければなりません。

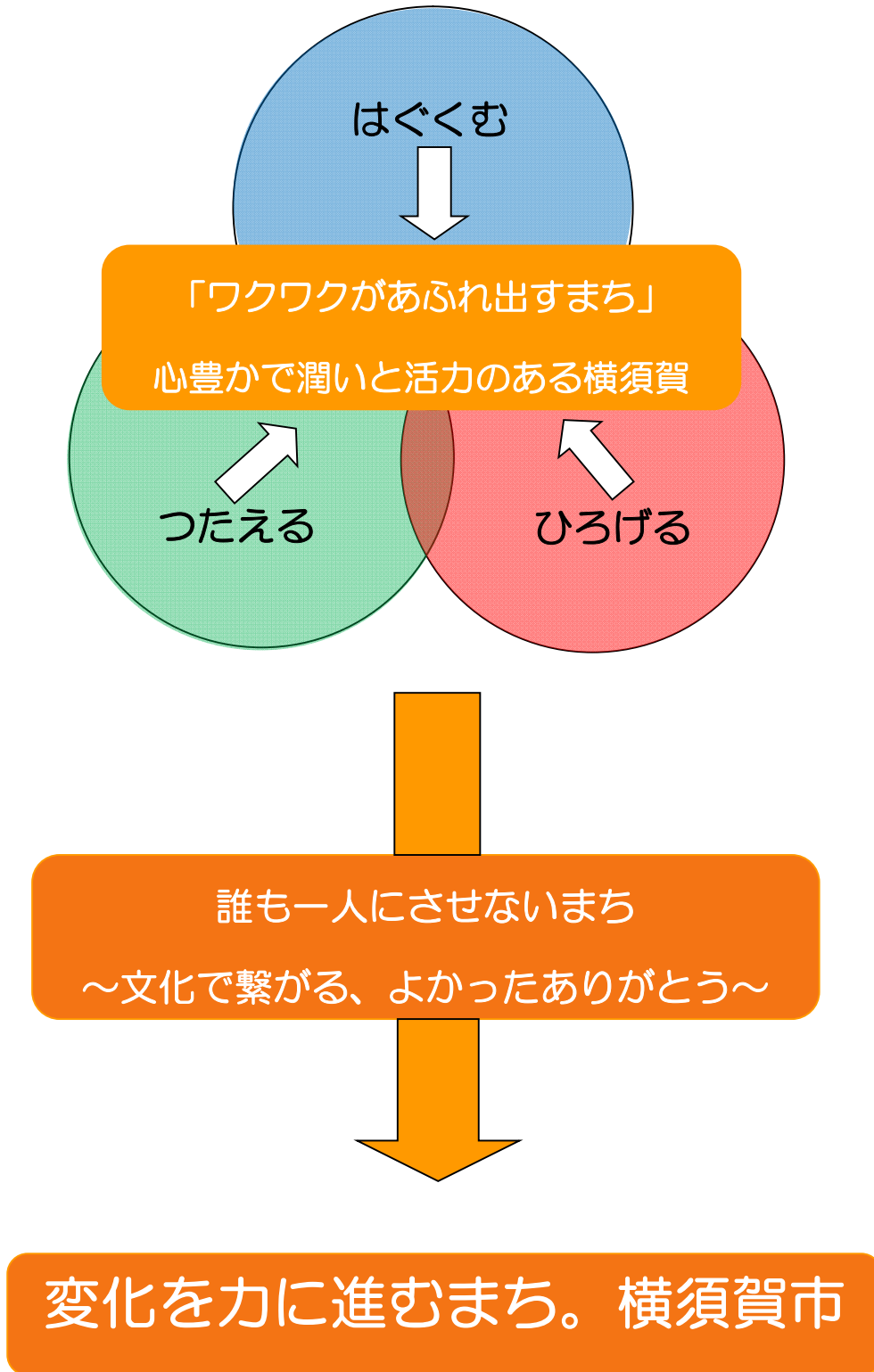
地域の歴史、文化的遺産、伝統的文化、海や緑の自然や歴史的景観などは、私たちが次の世代に伝えていかなければ、途絶え、消えていってしまいます。これらの私たちの貴重な財産を、これからの世代に引き継ぐためには、歴史の掘り起こし、文化財などの保存、自然や景観の保全が大切です。

そこで、地域の歴史や文化的遺産を保存し、誰もが親しめるよう普及活動に取り組み、次世代へ継承していきます。

その3 ひろげる ～文化による交流の推進及び情報発信～

文化は、経済活動や観光などの交流の拡大に向けての大きな潜在力を持っています。横須賀の地域資源を活用した音楽やエンターテインメントを創出し、文化による交流を推進します。また、文化・観光の魅力を多くの人に知ってもらうため、効果的に情報発信します。

【イメージ図】



第2章-3 文化振興施策体系

目指すところ	「ワクワクがあふれ出すまち」 心豊かで潤いと活力のある横須賀
--------	--------------------------------

施策 ^{*5}	施策の方向 ^{*6}	施策の展開 ^{*7}
【文化の担い手の育成と支援】		
I はぐくむ	1 市民の文化活動の充実	(1) 市民の文化活動を支援します
		(2) 優れた芸術文化に親しむ機会を提供します
		(3) 身近なところで様々な文化活動ができる場を提供します
		(4) 障害者の文化活動を支援します
		(5) 文化活動に貢献した市民を表彰します
		(6) 文化に関する市民の声を反映します
	2 生涯学習の機会の提供	(1) 生涯学習を進める講座等を行います
		(2) 生涯学習に関する情報を提供します
	3 学校教育における文化活動の充実	(1) 芸術鑑賞や文化的創作活動・表現活動の機会を提供します
		(2) 多文化共生社会に適応できる国際教育を行います
		(3) 地域の教育力を活かします
	4 明日の文化の担い手の育成	(1) 子どもたちが文化に親しむ機会を提供します
		(2) 芸術家、芸術団体や地域の文化活動のリーダーなどを育成します
	5 文化の担い手の支援	(1) 事業者やアーティストなどによる文化活動を支援します
		(2) 地域の文化活動強化にプロを招いて支援します
【文化の次世代への継承】		
II つたえる	1 郷土の歴史や文化的遺産の継承	(1) 郷土の歴史や文化的遺産の掘り起こし、普及や保全・伝承を行います
		(2) 郷土の歴史や文化的遺産を広く紹介します
	2 地域の身近な歴史や文化の継承	(1) 地域の身近な歴史や文化を再発見し、未来に伝えます
		(2) 地域の身近な歴史や文化に親しむ機会を提供します
	3 景観の保全及び形成	(1) 豊かな自然や歴史的環境と調和した潤いのある景観を保全します
	【文化による交流の推進と情報発信】	
III ひろげる	1 文化情報の収集及び提供	(1) 文化活動に関する情報を収集し、提供します
	2 文化による国際交流の推進	(1) 市民の国際文化交流を支援します
		(2) 姉妹都市などとの国際文化交流を行います
	3 文化による地域間交流の推進	(1) 友好都市などとの文化交流を行います
	4 文化による人々の交流の推進	(1) 文化資源を再認識し、活かします
		(2) 文化を活かした観光や産業を振興します

※5 施策

文化の振興を取り巻く状況の変化や、音楽やエンターテインメントといった要素を融合した新たな計画であることから、「文化の担い手の育成と支援」、「文化の次世代への継承」、「文化による交流の推進と情報発信」の3つに重点をおき、複合的に関わり合いを持たせながら、文化の振興に取り組んでいくこととします（「第2章-2 文化の振興の重点項目」参照）。

※6 施策の方向

文化振興条例で位置づけている基本理念として、文化の振興のために特に配慮し、具現化するために市が取り組むべき基本的な施策の方向性。

※7 施策の展開

施策の方向を実現するための様々な取り組みで、施策を展開するために現在取り組んでいることや、今後実施する代表的な取り組みを例示しています。

なお、文化は多くの領域を包括していることから、1つの取り組みでも複数の施策の展開に該当する施策もあります。

I はぐくむ ～文化の担い手の育成と支援～

文化・芸術に触れる機会の充実と文化活動の支援を図り、本市に関わる全ての方が文化による潤いを感じられることを目指します。また、未来を担う子どもたちが多彩な文化・芸術に触れ、心が豊かになるような育成を目指します。

1 市民の文化活動の充実

- (1) 市民の文化活動を支援します
 - 市民文化祭などの開催
 - 文化活動のコーディネートの実施
 - 市民が行う文化事業に対する後援などの支援
- (2) 優れた芸術文化に親しむ機会を提供します
 - 芸術劇場における自主公演事業の実施
 - 美術館展示会の開催
- (3) 身近なところで様々な文化活動ができる場を提供します
 - 学校施設の開放
 - 公共施設を活用したミニコンサートの開催
 - 市役所展示コーナーなどでの作品紹介
 - 美術館などでのワークショップ等の開催
- (4) 障害者の文化活動を支援します
 - 障害者を対象とした音楽教室・創作教室の開催
 - 手話通訳者・要約筆記者の派遣
 - 障害者を対象とした美術館ワークショップなどの開催
- (5) 文化活動に貢献した市民を表彰します
 - 後援行事などにおける市長賞の授与
 - 市民表彰での顕彰
- (6) 文化に関する市民の声を反映します
 - 文化振興審議会の運営及びパブリックコメント手続の活用



市民文化祭



市役所でのミニコンサート

2 生涯学習の機会の提供

- (1) 生涯学習を進める講座等を行います
 - コミュニティセンターでの学級・講座等の開催
 - 高齢者の生きがい講座ほか多様な講座の開催
 - 生涯学習センター指定管理者による市民大学講座などの各種講座の開催
 - 学習成果の地域活用事業の実施

- (2) 生涯学習に関する情報を提供します
 - まなびかんニュースの発行及び生涯学習センターホームページの管理運営
 - 学習相談の実施

3 学校教育における文化活動の充実

- (1) 芸術鑑賞や文化的創作活動・表現活動の機会を提供します
 - 芸術鑑賞会の開催
 - 児童生徒書写作品展・造形作品展の開催
 - 中学校演劇発表会・吹奏楽発表会の開催
 - 美術館・博物館と学校教育の連携
- (2) 多文化共生社会に適應できる国際教育を行います
 - 外国人英語教員の活用
 - 国際コミュニケーション能力の育成
 - 横須賀総合高等学校の生徒と海外高校生との交流の推進
- (3) 地域の教育力を活かします
 - 学校教育支援ボランティアの協力
 - 伝統行事や産業（キャリア教育）の授業、教育活動充実のための地域人材活用など

4 明日の文化の担い手の育成

- (1) 子どもたちが文化に親しむ機会を提供します
 - 子どものための親子コンサートの開催
 - 伝統芸能ワークショップの開催
 - 子ども向け文化情報提供の充実
 - 子どもの読書活動の推進
 - 小冊子「横須賀にゆかりの歴史上の人物」の発行
 - 市内小中学校への出前授業
- (2) 芸術家、芸術団体や地域の文化活動のリーダーなどを育成します
 - 芸術劇場合唱団などの育成
 - 「フレッシュ・アーティスト from ヨコスカ」リサイタルシリーズの実施など若手演奏家の発掘・支援
 - 横須賀出身の芸術家などへの支援



伝統芸能ワークショップ
「日本舞踊に学ぶ‘和’の作法」

5 文化の担い手の支援

- (1) 事業者やアーティストなどによる文化活動を支援します
 - 街なかミュージック支援事業
- (2) 地域の文化活動強化にプロを招いて支援します
 - アーティスト村（HIRAKU）創出事業

Ⅱ つたえる ～文化の次世代への継承～

地域の歴史や文化的遺産を保存し、誰もが親しめるよう普及活動に取り組み、次世代へ継承していきます。

1 郷土の歴史や文化的遺産の継承

- (1) 郷土の歴史や文化的遺産の掘り起こし、普及や保全・伝承を行います
 - 三浦一族・開国期の歴史に関する普及
 - ティボディエ邸の展示充実及び周知PR
 - ルートミュージアムの活用（サテライト施設周遊による認識向上など）
 - 市民文化資産の保存支援
 - ANJINプロジェクト（ゆかりの地との共同イベントの企画など）
 - 重要文化財等の指定及び文化財見学会の実施
 - 自然・人文博物館での資史料及び文化的遺産の収集・管理・保管・活用
 - 美術館での美術品の収集・管理・保管・活用
- (2) 郷土の歴史や文化的遺産を広く紹介します
 - 横須賀にゆかりのある歴史上の人物紹介冊子などの発行
 - 国際式典の開催

2 地域の身近な歴史や文化の継承

- (1) 地域の身近な歴史や文化を再発見し、未来に伝えます
 - 市民文化資産の保存支援〔再掲〕
 - ルートミュージアムの活用（サテライト施設周遊による認識向上など）〔再掲〕
- (2) 地域の身近な歴史や文化に親しむ機会を提供します
 - 民族芸能大会の開催
 - 市内小中学校への出前授業〔再掲〕



民俗芸能大会
「虎踊り」（神奈川県指定重要文化財）

3 景観の保全及び形成

(1) 豊かな自然や歴史的環境と調和した潤いのある景観を保全します

- 緑地保全の取り組み
- 里山的環境の保全・再生
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定
- 海辺環境の保全・再生
- 港湾環境保全の取り組み
- 花のボランティア協力による花壇の管理
- 良好な街並み景観形成の推進
- 景観重要公共施設の指定



花のボランティア協力による花壇の管理



Ⅲ ひろげる ～文化による交流の推進と情報発信～

横須賀の地域資源を活用したエンターテインメントを創出し、文化による交流を推進します。また、文化・観光の魅力を多くの人に知ってもらうため、効果的に情報発信します。

1 文化情報の収集及び発信・提供

- (1)文化活動に関する情報を収集し、提供します
 - 文化に関するホームページの活用
 - 広報よこすか、ポスター掲示などの活用
 - 横須賀市ホームページの活用
 - フェイスブック・ツイッターなどSNSの活用
 - 新聞、テレビ、ラジオ、地域情報紙などのメディアの活用

2 文化による国際交流の推進

- (1)市民の国際文化交流を支援します
 - ジャパンフェスティバルなど文化交流の取り組み
 - 国際交流員の採用
 - 多言語による生活情報冊子（Living in Yokosuka）の配布
 - 子どもを対象とした国際交流に関する情報提供の充実
- (2)姉妹都市などとの国際文化交流を行います
 - 姉妹都市との交流の推進

3 文化による地域間交流の推進

- (1)友好都市などとの文化交流を行います
 - 三浦半島サミットでの連携など、近隣市町との文化交流の推進
 - 文化団体交流の推進など、友好都市などとの交流の推進
 - ANJINプロジェクト（ゆかりの地との共同イベントの企画など）〔再掲〕

4 文化による人々の交流の推進

- (1)文化資源を再認識し、活かします
 - ここヨコホームページ^{※8}の活用
 - 民泊体験（教育旅行の誘致）
 - 地域観光行事・団体への助成・支援
 - 三浦一族をはじめ、文化紹介冊子や散策マップの発行・配布

(2) 文化を活かした観光や産業を振興します

- 10,000mプロムナード（うみかぜの路）の紹介
- よこすか開国祭の開催
- 日米親善よこすかスプリングフェスタの開催
- よこすかみこしパレードの開催
- 横須賀市観光協会の運営補助
- よこすか海軍カレー・スカジャンなどの横須賀グルメ・ファッション等への支援
- 「ドル街」^{※9}など横須賀の中のアメリカを意識した取り組み
- メディアデスク^{※10}による情報提供
- 横須賀を題材にした映画等への支援
- 地産地消の推進
- Sense Island^{※11}など猿島アートプロジェクト
- 街なかミュージック支援事業 [再掲]
- アーティスト村（HIRAKU）創出事業 [再掲]
- ルートミュージアムの推進（サテライト施設周遊による認識向上など） [再掲]
- 歴史や文化に新たな光美術館でのイベント企画



10,000mプロムナード
（うみかぜの路）

※8 ここヨコホームページ

横須賀集客促進実行委員会による横須賀市の観光情報を紹介するホームページ。正式名称は「ここはヨコスカ」。

※9 「ドル街」

ドブ板通りを中心とした店舗にて、「円」だけでなく「ドル」を使って、支払いができる取り組み。

※10 メディアデスク

文化スポーツ観光部プロモーション担当課に設置されている部署。様々なマスメディアを使って、横須賀の情報を発信する。

※11 Sense Island

通常は入ることのできない夜間の猿島を会場とした芸術祭。